

地方維持会自然消滅ノ結果袁金鎧ハ改メテ奉天省政府最高顧問ニ任命セラルル事トナリ一兩日中ニ正式発表ノ筈尚新省政府開庁式ハ二十一日挙行ノ予定
公使、北平、吉林、哈爾濱へ転電セリ

585 昭和6年12月21日 在奉天林総領事より
大義外務大臣宛（電報）

奉天省政府成立式挙行について

奉天 12月21日後発
本省 12月21日後着

第五六六号（平）

二十一日午前十一時奉天省政府成立式挙行セラレタリ
公使、北平へ転電セリ

586 昭和6年12月21日 在奉天林総領事より
大義外務大臣宛（電報）

満州新国家の機構ならびに満蒙都督設置に關する軍部立案の大意について

奉天 12月21日後発
本省 12月21日後着

第五六七号（暗、部外極秘）

度を満鉄沿線の他東辺道区域に実施について

奉天 12月23日後着
本省 12月23日後着

第一五七五号（暗）

往電第一一二六号ニ関シ

県自治執行委員会並県自治指導委員会ノ新制度ハ既ニ満鉄沿線二十二県ニ亘リ実施セラレ従来ノ県長ノ名ヲ廃シ県自治執行委員長ナルモノカ奉天省長ノ指揮監督ノ下ニ地方行政ノ責ニ任シ県自治指導委員長（全部日本人）ハ奉天自治指導部長監督ノ下ニ県自治指導ノ任ニ当リ居ル処今回軍側ニ於テハ更ニ右制度ヲ東辺道一帯于芷山管轄区域ニモ拡張実施スル方針ニ決シ同地方各県自治指導委員長着々任命セラレ赴任シツツアリ

公使、北平、在満州各領事ニ転電セリ

3 北平における反応

588 昭和6年9月19日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛（電報）

事件勃発と日本政府との関係等に関する張学

信スヘキ筋ヨリノ情報ニ依レハ満州新国家ノ機構並満蒙都督設置ニ関シ当地軍部内ニ於テ立案セルモノ大要左ノ通ナリト言フ

(一)、新国家ニハ主権者ノ下ニ民族委員会（日、鮮、滿、蒙、回ノ六民族）参議院、顧問府及内閣ヲ置キ内閣ノ下ニ奉天、吉林、黑竜江、熱河ノ四省、東蒙自治区、自治指導部及新軍隊ヲ置ク新軍隊ハ地方治安維持ノミニ其ノ任務ヲ限定ス（尚新国家ノ海軍ニ関シテハ日本ヨリ旅順港ヲ再租借シテ根拠地ト為シ潜水艦ヲ備ヘ以テ倫敦条約ニ依ル日米海軍比率ノ欠点ヲ調整スル案ニ付研究中ナル由）

(二)、満蒙都督ノ下ニ満州軍司令官、民政庁、鉄道庁及関東州庁ヲ置キ満州軍ハ駐劄師団（三箇師団）ト鉄道守備隊（二十四箇大隊、軍事上必要ノ鉄道ニ配置）ヲ以テ組織ス民政庁ニハ満鉄ノ行政事務ヲ移管シ関東州庁ノ権限ハ関東州内ノ行政ノミニ限定ス

587 昭和6年12月23日 在奉天林総領事より
大義外務大臣宛（電報）

県自治執行委員会ならびに自治指導委員会制

良側の意向について

北平 9月19日後発
本省 9月19日後着

第四一二号

⁽¹⁾十九日朝湯爾和張学良ノ命ヲ含ミテ来訪奉天事件ニ関シ只今迄学良ト相談ノ上来訪セリトテ左ノ通話レリ

一、実ハ昨夜十時日本兵數十人奉天北大営背面ノ壁ヲ破壊シ進入射撃ヲ開始シタルニ付隊長ヨリ賊式殺ニ指揮ヲ仰キタルニ賊ハ日本軍ニ応射スルコトナク武器等ハ倉庫ニ蔵メタル上退去スヘシト命シタル趣ニテ同兵營ハ間モナク占領セラレ同時ニ兵工廠モ占領セラレタリ引続キ商埠地内ノ電信電話警察等全部占領セラレ更ニ今朝四時ニ至リ城内ニ進入各官署及元帥府モ占領シ爾後奉天ヨリノ通信ハ完全ニ杜絶セリ尚今朝ニ至リ皇姑屯モ占領セラレタリ

二、本件発生スルヤ賊主席ハ直ニ林総領事ニ電話シ五分間以内ニ軍隊ノ行動制止方申入レタルニ同総領事ハ十分ノ猶予ヲ求メタルカ其後軍事行動ハ引続キ進行セルヲ以テ再ヒ賊ヨリ同総領事ニ電話セルニ総領事ハ軍事行動ハ制

止スル事能ハサル旨回答アリタル由

三、右様事情ニテ林総領事ハ本件ニ付テハ事前ニ於テ何等
関知スル所ナキ様思ハルルカ他方満鉄側モ同様ナリト認
メラル現ニ学良ハ本月中ニ内田総裁ト会見ヲ希望シ臧主
席ヲ通シ同総裁ト奉天ニテ面会シ度ク出来得レハ北平ニ

来訪方申入レタルニ同総裁ヨリ北平ニ来ル旨ノ回答アリ
学良モ非常ニ喜ビ待チ居ル次第ニシテ又木村理事モ江藤
ヲ通シ自分（湯）ニ対シ来平ノ意向ヲ通シ来レル有様ニ
テ旁満鉄側モ恐ラク本件ニ関係ナカルヘシ

四、本件原因ハ全然不明ナルモ日本新聞電報ニ依レハ支那
兵力鉄道ヲ破壊セントセリトカ満鉄ト平奉線交叉点ノ破
壊ヲ企テタリ等伝ヘ居ルモ絶対ニスル事ナシ

五、本件ニ付林総領事及満鉄ノ承知セサルハ既述ノ如クナ
ルカ恐ラクハ東京内閣モ之ヲ承知シ居ラサルヤニモ思ハ
ル本件背後ニハ或ハ民政党内閣ヲ倒サントスル政治的陰
謀アルニアラサルカト推セラル何レニスルモ本件ノ勃発
ハ自分（湯）等ニ於テ折角努力シ来レル親善関係ヲ根底
ヨリ破壊スルニ至ルヘク遺憾至極ナリ

六、現在奉天北平間ノ通信機関全然杜絶セラレ居リ其後ノ

事情ハ一切判明セス又東三省方面治安維持ノ命令ヲ発ス
ル事モ出来ス困リ居ルニ付先ツ通信ノ恢復ヲ計ルノ要ア
ルニ付右御尽力ヲ得度ク併セテ本件ノ事情等詳細承知致
シ度シ

支、南京、奉天、天津へ転電セリ

589 昭和6年9月19日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛（電報）

鉄道爆破は日本軍の行為との報道に対する説
明振りについて

北平 9月19日前発
本省 9月20日後着

第四一五号

奉天発閣下宛電報第六一九号及第六二二三号ニ関シ

今朝来米仏伊其他ノ公使館、湯爾和、周竜光及「ルー
ター」其他ノ外国通信員等ヨリ本件ニ関シ問合来ル者多キニ
付冒頭電報ノ趣旨ニ依リ適宜説明シ置キタルカ目下市内ニ
謠言多ク支那新聞ハ号外ヲ発行シテ日本軍カ自ラ満鉄線ノ
一部ヲ爆破シ支那側ノ所為ナリト捏造シ居リ且支那側ノ死
傷多数ニ上リ外国人亦射撃ヲ受ク等報シ居リ且張学良ハ本

朝秘書ヲシテ各国公使館ヲ歴訪シ本件ヲ内報スルト共ニ責

任ノ日本側ニアルコト及目下日本ニ対シ抗議中ナル旨等ヲ
説明セシメタルニ付右応接ニ当リテモ本件ノ責任ハ支那側
ニアル旨及中村事件トハ何等関係ナシト思考スル旨等ヲ繰
返シ説明シ置ケリ

公使ヨリ上海へ、奉天ヨリ吉林へ転報ヲ請フ
支、南京、奉天、天津、青島、哈爾濱へ転電セリ

590 昭和6年9月19日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛（電報）

日本軍に無抵抗、非武装方針をとるとの張学
良の内話について

北平 9月19日後発
本省 9月19日後着

第四一七号（至急）
（五八九文書）
往電第四一五号ニ関シ

十九日朝学良ハ江藤ニ左ノ通内話セル趣ナリ本件ニ付テハ
昨夜十時以後頻々ト報告アリタルカ自分ハ昨夜十二時日軍
ニ対シテハ絶対無抵抗ニテ武装解除ニモ甘スヘキ旨訓令済
ナリ支那側ノ絶対無抵抗ノ態度ニ顧ミ事件ハ之以上進展セ

サルモノト思考シ居レリ

右何等御参考迄

支、南京、奉天へ転電セリ

591 昭和6年9月20日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛（電報）

今次事件は日本側の計画的行動との張学良の
談話について

北平 9月20日後発
本省 9月21日後着

第四二一号（極秘扱）

往電第四二〇号会见ノ際学良ノ談話左ノ通

一、日本軍ハ奉天ノ外営口、長春、安東等ヲモ占領セル由
ナルカ右ハ如何ナル理由ニ基クヤ諒解ニ苦シム又奉天長
春駐在日本軍ニハ砲兵ナキ点其他ノ事情ニ顧ミ今次事件
ハ全然日本側ノ計画的ノモノニシテ即チ日本側ハ中村事
件交渉力其後順調ニ進捗シ近ク解決ノ運トナレルニ鑑ミ
斯デハ計画実施ノ機ヲ失フヘキヲ虞レ此挙ニ出テタルモ
ノト認メラル

二、本件原因ニ付日本側ノ説明ハ諒解シ難ク奉天軍隊力満

鉄ヲ破壊スル如キコトハ断シテアリ得ヘカラサルコトニシテ自分ハ飽ク迄事件ノ真相ヲ明カニスル覚悟ナリ自分ハ予テヨリ日本軍ニ今次ノ如キ計画アルヲ聞知シ之カ実現ヲ非常ニ恐レ曾テ東北各省幹部来平ノ節モ彼等ノ意見モアリ極力日本トノ衝突ヲ避クル様訓令シ置キタルカ他方同様見地ヨリ奉天駐在ノ第七旅ヲ他ニ移駐セシムル意向ヲ有シ居リタリ尚北大營ノ部隊ノ兵器ハ全部倉庫ニ格納シアルヲ以テ日本軍ニ抵抗スルカ如キコトハ全然想像シ得ス

三、自分ハ今次事件ヲ日本軍部ノ所為ト認メ居ル次第ナルカ若シ日本側ニ於テ東北側ニ何等要求アラハ率直ニ申出テラルレハ可ナルニ斯ノ如キ過激行動ヲ以テ自分ヲ強要セラレントスルハ諒解ニ苦シム

四、本事件ノ発生ハ自分等ニ於テ折角努力中ノ日本ト奉天側ノ親善関係ニ一頓挫ヲ与フルモノナリ従来自分（学良）ハ日本側ヨリ排日家ト思ハレ居ル由ナルカ今次日本軍ノ占領シタル奉天ニ於テ中国側ノ各種書類ヲ点検セラルレハ自分ノ真ノ態度モ判明スルコトト信ス殊ニ自分ノ公正ナル態度ハ今次事件ニ於ケル我方措置振リニ依リテモ充

リト宣伝セシメタル趣ナル処一方同日午後五時発ノ特別列車ニテ英、米、独新聞記者六名及支那記者副司令部代表者等合計十七名ヲ奉天ニ向ケ出發セシメタルカ一行ハ山海関以北ニ於テ若シ鉄道不通ナレハ支那船又ハ軍艦ヲ以テ營口經由入滿シ現状視察ノ上帰平次第宣伝ヲ開始スル計画ノ由ナリ支那側ハ軍事行動ニ於テハ無抵抗主義ヲ執リツツアル一方宣伝ヲ以テ我方ニ対抗セントスルモノノ如ク觀察セラ

593 昭和6年9月20日 在北平矢野参事官より 幣原外務大臣宛（電報）

日本軍の北大營攻撃に対する張学良の通電内容について

北平 9月20日後発
本省 9月21日後着

第四二五号
（五八八文書）
往電第四一二号ニ関シ

張学良ハ十九日付ヲ以テ左ノ如キ通電ヲ発シ居レリ
臧主席及榮參謀長ノ十九日付電報ニ依レハ日本軍隊ハ昨晩十時ヨリ我北大營駐屯軍ニ対シ攻撃ヲ開始セルカ我軍ハ無

分諒解セラルルコトト思考ス

五、尚当地奉天軍ノ通信ハ其後依然杜絶シ居レルニ付右至急回復方是非トモ御尽力ヲ願ヒタシ

右ニ対シ本官ハ本件ハ中国兵ノ鉄道破壊ニ基因セル突発事件ニシテ中村（事件）トハ関係ナシト思考スル旨及日本側ニ於テハ此上事件ノ拡大阻止ニ努力スルコトニ決定セル旨等然ルヘク説明シ何レニスルモ貴意ハ早速大臣ニ報告スヘシト答ヘ置ケリ

支、南京、奉天へ転電セリ

592 昭和6年9月20日 在北平矢野参事官より 幣原外務大臣宛（電報）

張学良の対列国宣伝活動について

北平 9月20日後発
本省 9月20日後着

第四二二号
（五八八文書）
往電第四一二号ニ関シ

学良ハ十九日朝顧維鈞ヲシテ公使館ヲ歴訪本件概要ヲ説明シ併セテ支那側ニ於テハ日本側ノ称スルカ如キ鉄道破壊ノ事実ナク且目下日本軍ニ対シ全然無抵抗ノ方針ヲ執リ居レ

抵抗主義ニテ毫モ之ニ応戦セサリシヲ以テ日軍ハ遂ニ我營舎ニ侵入シテ之ヲ焼却シ同時ニ野砲ヲ以テ北大營及兵工廠ヲ攻撃セリ同廠ハ現在尚損失無キモ北大營迫撃砲庫ハ破壊サレ迫撃砲工廠モ占領サレタリ官兵ノ死傷者ハ尚調査ニ俟ツヘキモ城内外ノ警察各分隊ハ何レモ日兵ニ射撃セラレ巡警ハ驅逐セラレ無線電台亦侵入セラレタリ日本領事ニ対シ逐次交渉セルモ軍隊ノ行動ハ外交官ノ直接制止シ得サル所ナリト称セルカ右ハ明カニ不合理ナリ同事件ハ中国軍隊カ南滿鐵道ノ橋梁ヲ破壊セルニ起因セリト為セルモ右ハ全然捏造ニ係ル本日午前五時ニ至ルモ尚砲撃ヲ停止セス以上ノ状況ハ既ニ各国領事ニ通告済ナルモ彼等ハ何等ノ表示ヲ為サス余等ハ現ニ極力不抵抗主義ヲ堅持シテ地方ノ荒廢ヲ避クル様努メツツアリ追テ統報スヘキモ右南京政府ニ転達アリタシトアリ尚最後ノ報告ニ依レハ日軍ハ既ニ今朝六時半省城ニ入り各官衙通信機関等ヲ占領シ我警察ヲ驅逐シ北寧路域ヲ遮断セル由ナルカ爾後ノ消息ハ完全ニ阻断サレ状況不明ナリ日本側ハ中国軍隊カ南滿鐵道ヲ襲撃セルニ依リテ追撃ヲ実行セル旨宣伝シ居レルモ實際ニ於テ我方ハ絶対ニ斯ル事無ク日軍ノ北大營攻撃ニ対シテモ毫モ之ニ抵抗セサ

リシナリ云々
支、南京、天津、奉天へ転電セリ

594 昭和6年9月21日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛（電報）

事件勃発と日本政府との関係についての回答
振りについて

北平 9月21日後発
本省 9月21日後着

第四二六号

往電第四二二号末段及第四一二号(五)ニ関シ
(五八八文書)

回答振至急御回電ヲ得度シ

595 昭和6年9月22日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛（電報）

日本軍の洮南への進撃停止に関する張学良の
談話について

北平 9月22日前発
本省 9月22日前着

第四三〇号

二十一日夜本官ヲ招待ノ宴席（予テヨリノ約束ニ依ル）後

第四三五号

往電第四三三三号ニ関シ

二十二日湯爾和カ原田ニ為セル内話

張学良ハ四全会議ニ出席ノ予定ヲ早メ数日中ニ飛行機ニテ
赴京ノ筈ニテ右ハ最近漸次具体化シ来レル広東トノ妥協問
題及満州事件対策ニ付蔣ト協議ノ為ナル由ナリ
支、南京、広東、天津、奉天へ転電セリ

597 昭和6年9月22日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛（電報）

張学良離平の際の北平の治安維持について

北平 9月22日後発
本省 9月23日前着

第四三六号（至急）

往電第四三五号ニ関シ
(五九六文書)

其後満鉄側ヨリモ確カナル筋ヨリノ聞込トシテ学良ハ近ク
離平スルヤノ内報アリ若シ右ニシテ事実ナルニ於テハ学良
出發後当方面治安維持ハ重大問題ナルニ付此際今一応申入
置クコト時宜ニ叶フト思考シ二十二日張学良ヲ往訪シ風聞
スルニ副司令ハ近ク入京セラルルヤノ処其場合ニハ副司令

張学良ハ幣原大臣ノ御意向ハ今回ノ事件ノ拡大ヲ防止セラ
ルルニアリト承知シ居ル処（此点ニ付本官ヨリ右ハ単ニ外
務大臣ノミナラス政府ノ意向ト認ムト説明シ置ケリ）本夕
六時ニ接到セル電報ニ依レハ日本軍ハ更ニ吉林及洮南ニモ
進撃中ナリトコトナルカ是等地方ノ中国軍ニ対シテモ自
分（張）ヨリ絶対ニ日本軍ニ抵抗セサル様命令済ナルニ付
右日本軍ノ行動ハ甚タ諒解ニ苦シムト言ヘルヲ以テ本官ハ
吉林ニ付テハ同方面ノ形勢刻々悪化シ我居留民危地ニ陥レ
ル結果ト思考スト述ヘタルニ学良ハ少クトモ洮南ヘハ斯様
ノコトナカルヘシト思ハルルニ付日本軍ノ同方面ヘノ進撃
停止方政府ニ伝達願ハレマシクヤト述ヘ尚奉天方面ト通
信恢復方重ネテ切望シ居タリ
奉天ヨリ吉林へ転報ヲ請フ
支、奉天、南京へ転電セリ

596 昭和6年9月22日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛（電報）

張学良の南京行について

北平 9月22日後発
本省 9月22日後着

部ノ要官モ同伴セラルヘク目下奉天ヨリノ軍隊モ陸續来平
シ学生ノ游行等モ始マリ人心漸次悪化ノ模様ニ付此際ノ副
司令ノ離平ハ河北治安維持上大イニ懸念無キ能ハスト述ヘ
タル処学良ハ目下中央ヨリ南下方督促セラレ居ルモ自分ノ
健康未タ充分ニ回復セサルノミナラス自分カ一度離平スル
ニ於テハ各国居留民及一般人心ニ不安ノ念ヲ与フル処アル
ヘキカ故ニ特別ノ事態発生セサル限り目下離平ノ意思無シ
ト答ヘタルニ付本官ハ万々一離平ノ場合ハ其後ノ治安維持
ニ付万全ノ策ヲ講シ置カレタク又適當ノ代理者ヲシテ我方
ト密接ノ連絡ヲ取ラシメラレタシト述ヘタルニ張之ヲ諒承
セリ尚飛行機ガ二十一日二十二日ニ亘リ兩三回当館及歩兵
隊上空ヲ低空飛行シタルガ右ハ時節柄我方ノ神経ヲ刺戟シ
面白カラサル旨指摘シタル処右ハ恐ラク軍用飛行ニアラサ
ルヘキモ取調フヘキ旨述ヘタリ
公使、奉天、南京、天津、広東へ転電セリ

598 昭和6年9月23日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛（電報）

事件に対する日本の真意に関して張学良側
より質問について

第四四二号

（五九八文書）
往電第四三〇号ニ関シ

二十三日午後汪榮宝、張治中、曹汝霖、顧維鈞、顔惠慶、王樹幹、章士釗ノ七名ヨリ成ル小外交委員会開催セララル由ノ処同会議ノ参考ニ資ス為ト見エ我方ノ態度ヲ探ルヘク同日朝湯爾和来訪シ今回ノ事件ニ関スル日本ノ真意那辺ニアルヘキヤト質シタルヲ以テ本官ハ本件ニ関シ政府ヨリ何等訓令ヲ受ケ居ラサルカ故ニ公ノ資格ニ於テハ何事モ申上ケラレサルカ個人トシテハ日本政府ノ方針ハ万已ムヲ得サル場合ノ外此上事件ヲ拡大セシメサルコト及之ヲ機会ニ從來ノ日支間ノ不愉快ナル空氣ヲ一掃スルニ努ムルコトニアリト信スル旨説述セル処湯ハ東北方面ノ模様ヲ見ルニ日本軍ハ吉林、間島ニ進出シ軍部ハ政府ノ命ニ従ハサルカ如ク見エ又張宗昌ニ三万ノ兵ヲ与ヘ之ヲ利用セントノ説モアリ事件ハ漸次拡大ノ模様ニシテ斯ノ如クンハ今日迄隠忍シ来レル中国側モ遂ニ辛抱シ切レサルニ至ルヘシト述ヘタリ依テ本官ハ吉林ニテハ日本居留民カ危険ニ瀕シ又間島ニ付テ

北平 9月23日後発
本省 9月24日後着

600

昭和6年9月24日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛（電報）

日本軍の北大営攻撃に関する榮臻の談話について

北平 9月24日後発
本省 9月25日前着

第四四六号

二十三日榮臻ハ漢字紙記者ニ対シ大要左ノ通談話セル由十八日午後十時過爆彈ノ音ニ引続キ銃声起レルカ次テ北大営第七旅ヨリノ報告ニ依リ右ハ日本軍カ北大営ヲ攻撃セルモノナルヲ知レリ依テ自分ハ日本軍ニ対抗スヘカラサルヲ命令シ置キタルカ日本軍ハ中国兵ヲ驅逐シ火ヲ放チ且北大営及兵工廠ヲ砲撃セリ砲声ノ起ルヤ直ニ交渉員ヨリ日本総領事ニ質問シ且五分間内ニ制止ヲ要求セルニ総領事ハ原因不明ノ旨及時間ヲ更ニ五分間延長セラレタキ旨答ヘタリ其後射撃継続セルヲ以テ重ネテ日本領事ニ交渉セルニ総領事ハ軍隊ノ行動ハ外交官ニ於テ直接制止スル能ハズト言ヘリ翌朝ニ至リ各官署警察署銀行等全部占領セラレ囚人釈放セラレタルカ日本軍ハ其逮捕セル軍官ニ対シ中国軍カ先ツ攻

ハ未タ出兵ノ事ヲ承知セスト然ルヘク説明シ置ケリ尚湯ハ張學良ハ本件ニ対シテハ穩健ノ態度ヲ持シ未タ本件ヲ中央ニ移ストモ或ハ地方的ニ解決スルトモ決意シ居ラサル模様ナルカ何レノ場合ニ於テモ解決ノ前提トシテ即時撤兵ヲ要求スルモノト思考スト言ヒ居タリ
公使、南京、奉天ヘ転電セリ

599

昭和6年9月24日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛（電報）

日本軍の通遼進撃差止め方申出について

北平 9月24日後発
本省 9月25日前着

第四四四号

（五九八文書）
往電第四四二号ニ関シ

二十三日湯爾和ヨリ左ノ通申出テタリ
日本軍通遼迄進出ノ報アル処右ハ日本軍ノ事件ヲ此上拡大セサル趣旨ニ背馳シ一般中国人ノ感情ヲ益々激化セシムル惧アルニ付右行動阻止方日本政府ニ転達願タシ
支、奉天、南京ヘ転電セリ

撃ヲ開始シ橋梁ヲ破壊セル事ニ付承認調印ヲ強要セリ然ルニ實際ニ於テ事件当初ノ爆音ハ日本軍自ラ北大営付近ノ小橋梁ヲ破壊セルモノニシテ右ハ同地点ノ軌道ハ複線ナルニ拘ラス一線ノミ破壊セラレタルニ依ルモ明カナリ同日本庄司令官来奉後商議開始ノ可否ニ付問合セタルニ中国軍政長官ト商議ノ要ナク地方秩序ノ支持ニ付テハ人民団体代表ト接洽スヘシト回答シタリ云々

尚二十四日ノ北平晨報ハ今次事件カ日本軍ニ端ヲ発セル理由トシテ右榮ノ談話中ノ複線中一線ヲ破壊セル事中国軍官ノ承認ヲ強要セル事盛京時報号外ニ依レハ鉄道破壊ハ十一時トナリ居レルニ北大営攻撃ハ二十分ニ開始セラレ居ル事等ノ各点ヲ挙ケ居レリ
支、南京、奉天ヘ転電セリ

601

昭和6年9月24日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛（電報）

事変の解決方法に関する潘復の内話について

北平 9月24日後発
本省 9月25日後着

第四五〇号

(1) 二十四日潘復ノ請ニ依リ面談セル処同人ノ内話左ノ通り
一、今次事件ハ中日両国ノ為甚タ悲シムヘキコトナルカ両
国ハ其何レカ斃ルルモ他ノ一方ハ生存シ得サル關係ニア
ルカ故ニ出来ル丈速カニ国交ヲ常軌ニ戻ス必要アリ本件
解決ノ弁法ニ付種々ノ説アルモ自分個人ノ意見トシテハ
本件ヲ地方的ニ解決スルヲ得策ト思考ス中央ノ解決ニ俟
ツ場合ハ現地ニ遠キ為問題ヲ即時ニ解決セントスルノ熱
度ニ乏シク且南京政府ハ同地方排日ノ声ニ脅カサレ其妥
結ノ意思ヲ拘束セラルル虞アリ結局交渉ハ討論会ニ陥リ
会期延長シ問題其モノノ解決ニ資セサルノミナラス従来
ノ懸案ノ解決モ出来サルコトナルヘシ去リトテ本件ヲ
全然奉天当局ノミニテ取扱フコトモ不可能ナルニ付其方
法トシテ例ヘハ(イ)日支両国委員会ヲ組織ノ場合ハ中国側
ノ委員中ニ一名位ノ南京代表ヲ入レ奉天ニテ会議ヲ開ク
コト(ロ)委員会成立ト同時ニ撤兵シ爾後委員会ニ於テ誠意
ヲ以テ問題ノ解決ニ当ル等ノ方法ハ如何カト思考ス(此
ノ点ニ付テハ本官ヨリ問題ヲ斯ク簡單ニ進メ得ルヤ疑問
ナリヤニモ思ハルル旨私見ヲ述ヘ置ケリ)
二、次ニ国際連盟ハ余リ遠隔ナリ日支両国ノ心理状態歴史

第四五一号
(五九文書)
往電第四四四号ニ関シ

二十四日曹汝霖来訪シ内話セル処左ノ通り
一、昨日及本日午後一時ヨリ所謂外交委員会関係者会合セ
ルカ出席者何レモ私見ヲ述ヘタルニ止マリ何等決定ヲ見
ス

二、今回事件ノ解決弁法ニ関シ自分及汪榮宝等ノ私見トシ
テハ本件ノ地方的解決ヲ便宜ト思考ス中央ニテハ現地ヲ
遠ク離レ居ル關係上急速解決困難ナルヘシ然レハトテ学
良カ全責任ヲ以テ解決スルコトハ如何ニ奉天側ニ有利ニ
解決シ得タリトスルモ結局中央ヨリ売国奴等ノ非難ヲ受
ケ学良ハ其立場ヲ失フニ至ルヘシ要ハ中央カ後ニ非難シ
得サル如キ方法ニ依リ地方的ニ解決スルヲ可トスルカ其
為ニハ先ツ中央ヨリ孫總理ノ主張タル日支提携ノ大精神
ニ基ク妥結ノ大綱案ヲ出サシメ之ニ依リ学良ニ於テ諸案
件ノ詳細ヲ交渉スルヲ最上策トス

三、然レ共南京政府部内現在ノ空氣及同地方ノ排日ノ模様
等ニ顧ミ中央ヲシテ今直ニ日支妥協ヲ基調トスル大綱案
ヲ出サシムルコト困難ナルヘシ依テ之ヲ可能ナラシムル

及地理ノ事情ヲ解セサルモノカ濫リニ本件ノ如キニ介入
スルハ単ニ問題ノ解決ニ資セサルノミナラス却テ事態ヲ
紛糾セシムル虞アルカ故ニ賛成出来ス
三、目下新聞ニ伝ヘラルル日本ノ声明南京ノ態度及張学良
ノ意思等ヲ充分ニ見極メタル上必要アル場合ハ日支双方
ノ間ニ立チテ意思疎通ノ仲介者タルヲ辞セス
尚同人ハ江藤ニ対シ委員会カ組織セラルル場合ハ中国側顔
触トシテ試ニ王正廷、湯爾和、顏惠慶及王樹幹ヲ拳ケ顔ノ
代リニ臧式毅ヲ充ツルモ可ナリト云ヒ居タル由
要スルニ潘ハ右ハ全然個人ノ意ナリト称シ居ルモ或ハ張学
良ノ意見ヲ受ケ少クトモ王樹幹ト相談ノ上ナルヘシト察セ
ラルニ付為念電報ス
在支公使、南京、奉天ニ転電セリ

602

昭和6年9月25日

在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛(電報)

満州事変解決方法に関する曹汝霖内話につい
て

北平 9月25日後発
本省 9月26日前着

為日本側カ南京政府ノ頭上ニ何等カ一撃ヲ加ヘ教訓ヲ与
フルノ必要アルヘシ腹藏ナク言ヘハ日本カ従来南京政府
ニ対シ余リニ寛容ナリシハ吾人ノ了解ニ苦シム処ナリ南
京事件ト言ヒ小幡事件ト言ヒ日本ノ態度ハ実ニ不可思議
ナリ例ヘハ南京事件ハ今回ノ中村事件ヨリ重大ナルニ前
者ニ対シテハ不必要ニ軟弱ノ態度ヲ執リ之ニ反シ今回東
北側ニ対シテ執レル態度ハ余リニ苛酷ニ見ユルハ何故ナ
リヤ(本官ヨリ日本ノ支那本部ニ対スルト満州ニ対スル
感情トノ異ナル点等然ルヘク説明セリ)

(2) 四、学良ノ周囲ニハ今日迄頼リニナル者皆無ニシテ各種事
件ノ真相ヲ伝ヘ又此等ニ対スル対策ヲ進言スル者無カリ
シコトハ自分等モ認メ居ル所ナリ作霖時代トハ異リ学良
ハ最近迄自分等ノ意見ヲ求メタルコト無ク唯今回ノ中村
事件ノ形勢悪化スルニ及ヒ今ヨリ二週間前始メテ自分ノ
意見ヲ求メ来リ自分ヨリ本件急速解決ノ絶対必要ナルコ
ト今直ニ解決スレハ或ハ尚遅カラサルヤモ知レサル旨進
言シ置キタルニ事茲ニ至レルハ実ニ残念ナリ

五、自分ノ見ル所ヲ以テスレハ日本カ蔣介石ニ好意ヲ示シ
居ルハ若シ蔣ヲ余リニ強ク圧迫スルトキハ蔣從來ノ遣口

等ニ顧ミ之ヲ驅テ露国等ト結ハシメ中国ヲ更ニ一層收拾スヘカサル状態ニ陥ルル虞アル点及又広東政府ヲシテ中央ニ乗出サシムレハ此等ハ現在ノ態度ヲ捨テテ日本ニ対シ現南京政府以上ニ悪化スヘキ虞アル点等ヨリシテ寧ロ賢明ト思ヒ居ルモ前述ノ如ク従来日本政府カ彼等ニ余リニ寛大ノ態度ヲ執ラレ彼等ハ南京政府ニ対シテハ日本ハ何事ヲモ為シ得スト高ヲ括リ近時益々驕傲トナリ居ルニ付日支国交ヲ常道ニ戻ス為ニハ此際南京ニ強ク出ラレ必要アラハ之ニ適當ノ懲戒ヲ加ヘラルル必要アルヲ痛感ス云々

公使、南京、奉天へ転電セリ

603

昭和6年9月25日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛（電報）

東北边防司令長官公署等の錦州への移転について

北平 9月25日後発
本省 9月26日前着

第四五三三

張学良ハ二十三日付電報ヲ以テ東北边防司令長官公署及遼

治安ヲ維持セシメ之ヲ相手トシテ地方的ニ本事変ノ解決ヲ急ギ以テ無辜ナル東北民衆ノ安全ヲ計ル事肝要ト存ス日本ニ於テ右方針ニヨリ善処セラルル場合北平若ハ南京トノ接洽ニ付テハ自分トシテモ出来得ル限りノ努力ヲ辞セスト語リタル趣ナリ

605

昭和6年9月27日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛（電報）

湯爾和より日本軍の越軌行動差止め方申出について

北平 9月27日後発
本省 9月28日前着

第四六四号

本官発奉天宛電報

第五〇号

二十六日湯爾和ハ原田ニ対シ日本政府ノ声明ニモ拘ラス現場ノ日本軍カ依然越軌行動ヲ止メサルハ遺憾ナリト前提シ(イ)臧式毅及金教育庁長ハ夫々二十三日自宅ヨリ日本憲兵司令部ニ拉致セラレタル儘未タ釈放セラレサルニ付右釈放方尽力アリタキ事(ロ)日本軍飛行機ハ二十四、五両日繞陽河、

寧省政府ハ職權ノ行使不可能トナレルニ付当分錦州ニ移転スルコトトセル旨各方面ニ通告セリ

604

昭和6年9月25日 在天津田尻総領事代理より
幣原外務大臣宛（電報）

奉天派を相手として速かに事変を解決方希望に關する大公報胡霖の談話について

天津 9月25日後発
本省 9月26日前着

第三四七号

大公報胡霖（親日家）二十五日館員ヲ来訪シ日本側ニ於テ既ニ今次事変ノ拡大ヲ防止スル一方秩序回復ニ専念セラレ居ル模様ノ処之ニハ奉天全省ニ亘リ制令シ得ヘキ中央機関ヲ樹立スルノ方法ヲ講スル事急務ト認ム而シテ学良ハ事茲ニ至レル以上帰奉ノ望ナキヲ予想シ中央政府ニ万事ヲ委ネントスル傾向アルヤニ察セラルル処若シ本事件ノ交渉ヲ中央ニ移ス場合ニハ反蔣各派ノ各系分子モ一致シテ反日氣風ノ醸成ニ努メ日本将来ノ為毫モ利益無キ結果ヲ招ク虞アルニ付日本当局ハ速ニ新旧何レヲ問ハス（尤モ学良ノ命令無キ限り作相ハ表面ニ立タサルヘキモ）奉天派ヲシテ東北ノ

溝帮子、錦州ノ三個所ニ爆弾ヲ投下シ進行中ノ列車ニ機関銃ヲ発射セリ(イ)電信電話ヲ迅速ニ開通セラレタキ事(大臣宛往電第四二六号)ヲ申出テタリ原田ヨリ(イ)及(ロ)ニ対シテハ其誤報ナルヲ説明シ置ケル由ナルモ実情御取調ノ上御回電ヲ得タク又(ハ)ニ対シテモ何分ノ儀御回示ヲ請フ大臣、支、天津へ転電セリ

606

昭和6年9月30日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛（電報）

日本軍飛行機による北寧鐵道列車への攻撃に關する中国側より外交団への書翰について

北平 9月30日後発
本省 9月30日後着

第四七五号

本官発奉天宛電報

第六一号

往電第六〇号ニ関シ二十九日首席公使ヨリ回章（「インディビデュアル」）ヲ以テ二十六日付同公使宛北平外交檔案処来翰ヲ回付シ来レリ右書翰ノ要領左ノ通

二十五日北寧鐵路局ヨリ日本軍飛行機ハ(一)二十四日第一〇二号列車ヲ興隆店付近ニ於テ機関銃ニテ攻撃シ乗客中死者二傷者五ヲ生セシメ(二)二十五日 Tung-Yang-Ho 付近ニテ第一〇五号列車ニ爆弾二箇ヲ投下シタル上數駅間追跡シ(三)又同日白旗堡付近ニ於テ機関銃ヲ発射セル事実アリ右ノ如キ日軍飛行機ノ行為ハ人道ヲ無視シ歐亞連絡交通ヲ危険ナラシムルモノナルニ付之ヲ外交団ニ通告シ日本側過激ナル行動ヲ制限スル為措置ヲ執ラレンコトヲ望ム旨電報シ来レリ就テハ外交団首席ニ於テ右措置ヲ執ラレン事ヲ要求ス云云

607 昭和6年9月30日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛(電報)

日本軍飛行機による列車攻撃に関する中国側情報反駁について

北平 9月30日後発
本省 10月1日前着

第四七七号

本官発奉天宛電報第六一号ニ関シ

第四七九号

往電第四六一号ニ関シ

北平 9月30日後発
本省 10月1日前着

三十日汪榮宝カ原田ニ為セル内話
一、今次事件ノ近因ハ兎モ角遠因ニ関シテハ日本ニモ種々言分ハアルヘキモ自分ノ見ル処ヲ以テスレハ從來在満日本軍隊及警察官ハ一般支那人ヲ奴隸扱ニシ宛モ戦勝国人カ戦敗国人ニ臨ムカ如キ態度ヲ持續セル結果痛ク在満支那人ノ憤激ヲ買ヒ居タルニ起因ス此態度改マラサル以上将来不祥事件ノ再発ナキヲ保シ難シ
二、今次事件ニ対スル支那一般ノ輿論ハ意外ニ強硬ニテ從來人氣取り外交政策ヲ採リ来レル王正廷スラ終ニ学生ニ毆打セラレタル程ナレハ今後本件ノ交渉ニ当ルモノハ余程ノ覚悟ヲ要スヘキカ地方中央何レノ交渉ニセヨ日本カ軍ヲ九月十八日以前ノ状態ニ引戻ササル限り支那ヨリ交渉ノロヲ切ルコト不可能ニシテ日本トシテハ滿蒙ノ外全支那トノ間ニ經濟上文化上緊密ナル關係ヲ有シ長ク現状ノ儘ニ放置スルコトノ不利ナルハ言ヲ俟タス既ニ武力ヲ

二十日首席公使ヲ往訪シ本件ニ付テハ目下本国政府ニ於テ当該官憲ニ訓令シ真相調査中ナルニ付本官ヨリ情報ヲ供給スル迄ハ外交団トシテ何等措置ヲ講セラレサル様願度シト申入レタル処同公使ハ之ヲ快諾シ日本側情報ヲ得次第回覽ニ付シ度ギニ付成ルヘク速ニ供給セラレタシ本件ニ付テハ他ノ外国人ヨリモ同様聞込メルモ自分ハ是等ハ何レモ出所同一ラシク恐ラク支那側ノ宣伝ナルヘシト思考シ居ルニ付日本側ニ於テ速ニ真相ヲ發表シ日本ニ於テ世界交通路ヲ妨害スルノ意ナキヲ明ラカニセラレンコトヲ希望ス自分差当リノ考トシテハ日本側ヨリ其真正ナル態度ヲ表明スル情報ヲ得レハ右ヲ回覽ニ付スル以外何等措置ノ要ナシト思考スト語リ尚本官ヨリ本件ニ関シ他ノ外国公使ト内談セシコトアリヤト問ヘルニ未タ何レトモ相談セシコトナシト答ヘタリ

608 昭和6年9月30日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛(電報)

日本軍の撤兵なくして交渉は不可能との汪榮宝内話について

行使シ所謂膺懲ヲ為シタル以上速ニ撤兵シ支那並外国ノ疑惑ヲ釈クト共ニ平和的交渉ニ進ミ一刻モ早ク支那ノ惡感ヲ除去スルコトニ努ムルコト最賢明ノ策ト思考ス
三、支那側ノ報告ニ依レハ日本軍飛行機ハ頻々トシテ北寧線列車ヲ襲撃シ居ル模様ナル処右ハ日本政府ノ声明ヲ裏切ルト同時ニ日本ノ対外信用ヲ失墜セシムル行為ナルカ故ニ速ニ之ヲ停止スルコト日本ノ得策ト存ス
在支公使、南京、奉天、天津、広東へ転電セリ

609 昭和6年9月30日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛(電報)

王正廷外交部長の後任問題に関する汪榮宝の内話について

北平 9月30日後発
本省 10月1日後着

第四八〇号

三十日汪榮宝ノ原田ニ対スル内話
二十九日蔣介石ヨリ張學良宛顔惠慶及顧維鈞ヲ至急出京セシメラレ度キ旨電報アリ蔣ノ意ハ恐ラク王ヲ罷メ兩人ノ中何レカヲ其ノ後釜ニ据ヘ以テ日本ノ空氣ヲ緩和セントスル

ニアルヤニ見ラルル処奉天側トシテハ日本ノ空氣ニ照ラン
顧ヨリ顔ヲ推サントスル空氣多ク（顔ハ張ノ招電ニ接シ三
十日来平セリ）顔ニシテ之ヲ引受クル場合ハ顧ハ駐米公使
ニ廻ハルコトナルヘシ之ハ当分極秘ニ願度シ
支、南京、奉天、広東へ転電セリ

610 昭和6年10月2日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛（電報）

満州各地における自治政府の成立または独立
運動に関する北平各紙の論調について

北平 10月2日後発
本省 10月3日前着

第四八八号（略）

一兩日来各紙ハ「日本ハ東北ノ独立ヲ煽動ス朝鮮併吞ノ故
智ニ倣フ」等ノ大見出ニテ満州各地ノ自治政府ノ成立乃至
独立運動ニ関シ報道ナシ居レルカ九月三十日ノ華北日報ハ
今次日本軍カ何等理由ナクシテ突如満州各地ヲ占領セルハ
之カ併吞ノ試練ニシテ其後国際間ノ問題トナリシ為已ムヲ
得ス領土野心ナキヲ声明セルモ撤兵ハ遂ニ実行セラレサル
ヘク且不肖ノ徒ヲ傀儡トシ東北ヲ永劫不還付地位ニ陥ラン

一、今次事件ニ対シ張学良ハ何等対策ヲ講シ得サルノミカ
下野シ国民ニ謝スルノ途ニモ出テス為ニ一般ノ信望ヲ失
墜シ張ノ压制ニ不満ナリシ河北省民ハ此際彼ヲ排斥セン
トスルノ風アリ又其部下將領中韓復榘ニ款ヲ通スル者ス
ラル模様アル以上中央ノ空氣又香ハシカラス（往電第
四八七号）張ハ極メテ困難ナル地位ニ陥レリ
其打開策トシテ閣ノ自由回復ヲ中央ニ斡旋シ其欲心ヲ買
フト共ニ韓ノ許ニ万福麟ヲ派シ意思疏通ヲ計リ又来津中
ノ孫伝芳ニ対シ来平方促シタルモ拒絶セラレ又張ヨリ来
平方ヲ求メタル曹汝霖及（往電第四五一号）（脱）代表ノ
詰問ニ逢フヤ（当時新聞ハ曹ヲ売国奴ト責立テ居タリ）
曹ハ自ラ来平シタルモノニシテ今後再ヒ来平セシメサル
ヘキ旨發表スル等有識者ノ鑒覺ヲ買ヒタルニ付此重大時
期ニ際シ張ノ片腕トナルモノナキ模様

二、一方韓復榘等此機ニ乗シ河北ノ首領タラン野望ヲ有シ
河北省出身タルヲ利用シ省民有力者ニ渡リヲ付ケ反張氣
運ヲ作ラシムル一方閻錫山ト連絡シ先ツ張ノ部下ヲ切崩
シ張ノ下野ヲ策シツアルカ如シ旁々広東南京和議進行
ニ伴フ蔣ノ勢力失墜ト相俟ツテ張ノ地位モ漸次安定ヲ欠

ムルコトナキヲ保セスト論シ又一日ノ北平新報ハ同シク日
軍ノ東北占領ハ東北統治ノ実権ヲ掌握セントスルモノナル
カ其方法トシテ日本ノ奴隸タル中国人ヲシテ新統治権ヲ組
織セシメントシ居レルヲ以テ吾人ハ此際中国民衆ノ名義ヲ
以テ世界ニ対シ日本軍ノ撤退前其占領区域ニ設定セル政權
ハ其如何ナルモノタルヲ問ハス之ヲ承認スル能ハサル旨及
甘シテ亡国奴トナレル輩ニ対シテハ有力ナル制裁ヲ加フヘ
キヲ宣布スヘキナリト論セリ
尚北平市党部ハ一日付ヲ以テ遼寧治安維持会委員袁金鎧、
于冲漢等ノ国賊ヲ嚴重懲戒スヘシトノ通電ヲ発セリ
支、南京、奉天へ転電セリ

611 昭和6年10月4日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛（電報）

反張学良氣運に関する危道豊らの内話につい
て

北平 10月4日後発
本省 10月4日前着

第四九二号（暗）

時局ニ関シ三日危道豊及黃藩力原田ニ為セル内話

キ来レル観アリ云々
公使、南京、広東、青島、濟南、漢口、奉天、哈爾濱、天
津ニ転電セリ

612 昭和6年10月4日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛（電報）

事變解決のため東京にて秘密交渉方張学良の
申出について

北平 10月4日後発
本省 10月4日後着

第四九三号（極秘）

三日江藤ハ同日張学良ノ命ト称シ本官ヲ来訪シ左ノ通申出
テタリ
（豊）
実ハ学良自ラ来訪スルカ又ハ中国人ヲ使フコトハ非常ニ目
立ツニ付是非ニトノ依頼ニテ来訪セル次第ナリ

学良ハ今次ノ事件ヲ此上放置シ置クハ各般ノ關係上絶対不
可能ナルヲ以テ種々考慮ノ結果至急本件ニ付日本側ト開談
シタキ決心ヲ固メタリ之カ為此際学良ヨリ全權ヲ委ネタル
相当ノ人物ヲ内密ニ東京ニ派シ同人ヲシテ日本当局ト極秘
裡ニ案件ノ解決ニ当ラシメ大体妥結成立セル場合更メテ公

ノ交渉ニ移ス方法ヲ執リタキ処日本政府御意向承知シタン
トノコトナリ

学良ハ本件交渉ノ事実ハ南京政府ニハ秘密ニシ置キタキ意
向ノ如シ万一南京ニ知ラルル場合ハ水ヲ差サレ交渉急ニ纏
ラサルヲ惧ルト云ヘリ又本件交渉ハ外部ニ対シ絶対秘密ト
セサレハ纏マルモノモ纏マラサルコトナルヘキ旨繰返シ
居リタリ

自分（江藤）ノ観測ニ依レハ学良カ急ニ斯ノ如キ決心ヲ為
スニ至リシハ同人昨今非常ニ窮況ニ陥リ南京政府方面ノ評
判モ宜シカラサルニ顧ミ南京ト共同シテ本件解決ニ当ルコ
トハ甚タ困難トナレルノミナラス交渉ヲ全然南京ニ委スル
ニ於テハ自己ノ地位ヲ根柢ヨリ覆ヘサルルコトナルヘキ
ヲ惧ルル為ナルカ如シ云々

右学良ノ申出ニ対シテハ本官ハ本件善後措置ニ付テハ政府
ノ意向ハ全然承知セス又前記ノ如キ申出ニ対シ政府力返事
スルヤ否ヤモ知ラサルモ申出ノ次第ハ一応当局ニ伝ヘ見ル
ヘシト応酬シ置ケリ

在支公使、南京、奉天へ転電セリ

決ヲ待チテ更ニ兩國間一切ノ国際懸案ノ解決ヲ図ルコト
等ヲ決定セリ

二、日本カ満州ニ於テ不良分子ヲ煽動シ独立政府ヲ組織セ
シメ居ル点ニ付テハ右ハ全然日本側ノ欺瞞手段ニテ中国
政府ハ断シテ承認シ難ク旁々近々各国及国際連盟ニ対シ
此種不法組織及一切ノ行動ハ完全ニ日本人ノ使噓セルモ
ノニ係リ中国領土ト極東ノ和平ヲ破壊スルモノナルニ付
承認シ難キ旨声明スルコトナレリ

三、王外交部長辭職シ政府ハ施肇基ヲ後任ニ任スルト同時
ニ特別外交委員会ヲ組織シ一切ノ外交問題ヲ研究セシム
ルコトトセルヲ以テ施ノ就任前ニ於テモ外交問題ハ従来
通り処理セラルヘシ外部ニ於テハ自分（顧）ノ部長説伝
ヘラレ居リ又政府モ同様表示スル所アリタルモ自分ハ外
交緊急ノ際名義方式ノ如何ニ拘ラス国家ニ尽ス所存ナ
リ（此点ニ関シ五日汪榮宝ハ本官ニ対シ顧ハ外交部長ニ
就任セサルヘキ旨語レリ）

四、尚蔣主席ヲ始メ中央各要人ハ副司令ノ南下ヲ希望シ居
ルモ副司令ハ諸種ノ用務ノ為当分南下出来サルヘシ
公使、南京、奉天、天津へ転電セリ

613 昭和6年10月5日

在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛（電報）

南京から帰平した顧維鈞の対日方針に関する
談話について

北平 10月5日後発
本省 10月6日前着

第四九七号

顧維鈞ハ三日南京ヨリ帰平セルカ同人ノ会見談トシテ四日
新聞ノ報スル所大要左ノ通

一、今次南下ハ蔣主席ノ招電ト副司令ノ依頼ニ依ルモノニ
シテ南京ニテハ蔣主席ノ外特別外交委員会各委員ニモ面
会シ対日方針ヲ討議シタルカ其結果（イ）日本ノ撤兵ニ関シ
テハ二十九日ノ国際連盟會議ニ於テ既ニ日本ノ急速撤兵
ヲ促シ十月十四日迄ニ九月十八日以前ノ状態ニ回復方議
決シ日本亦撤兵ヲ声明セル処右期限迄ハ僅ニ十日ヲ余ス
ノミナルニ付政府及地方当局並全国輿論界ハ一致シテ日
本ノ撤兵実行ヲ督促スヘキナリ（ロ）日本軍撤退シ其占領セ
ル城市カ完全ニ九月十八日以前ノ状態ニ回復シタル後始
メテ本件ノ責任及賠償問題ニ付談判ス（ハ）右一切ノ問題解

614 昭和6年10月6日

在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛（電報）

東三省の時局收拾に関する張学良の柴山への
談話について

北平 10月6日後発
本省 10月7日前着

第四九九号（暗）

五日柴山ノ内話左ノ通

一、四日張学良ト会谈ノ節学良ハ自分ハ是非東北ヲ恢復シ
度ク右ニ付テハ先ツ奉天ノ治安維持権回收交渉方中央政
府ニ依頼スヘク右出来タル上ハ在錦州遼寧省政府ヲ奉天
ニ移シ且東北边防司令長官代理ヲ任命シテ奉天ニ駐在シ
東三省ノ治安ニ当ラシメ自分ハ当分北平ニ留ル積リナリ
ト語レルニ対シ

二、柴山ヨリ東三省ノ実権回收ノ為ニハ学良自身直接日本
トノ交渉ニ当ルノ必要アルヘシト云ヘルニ学良ハ自分モ
其決心ナリ但シ自分ノ单独処理シ得サル国家的問題モア
ルヘシト答ヘタリ

三、尚柴山ヨリ日本側ト接触ストセハ湯爾和ハ現在日本側

ノ氣受ケ宜敷カラサル模様アリヤニモ顧ミ例ヘハ汪榮宝ノ如キヲ其衝ニ当ラシムルヲ得策トスヘキカトノ意見ヲ述ヘタルニ学良ハ之ヲ首肯セリ（此項部外極秘）

四、学良ハ國際連盟ニ言及シ理事会ハ日本ハ十四日迄ニ撤兵スヘキ旨ヲ決議セルヤニ述ヘタルニ付柴山ハ其誤解ナルコト及連盟ノ如キヲ頼ミニスヘカサルコトヲ説キ置ケリ云々

支、南京、奉天、天津へ転電セリ

615 昭和6年10月9日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛（電報）

国民政府より張学良宛の命令に関する新聞報道について

北平 本省 10月9日後着

第五一八号

往電第五一八号ニ関シ

九日ノ各紙ニ依レハ国民政府ハ八日大要左ノ如キ命令ヲ発セル由政府ハ國際連盟ノ議決ニ從ヒ張副司令ニ對シ速ニ責任者ヲ派シテ満州各地ニ接收シ治安維持並ニ外人保護ニ当

ラシムル様命令セルニ副司令ヨリ張作相、王樹常ヲ任命セル旨回答アリ尚東北各地方ニハ外国ノ力ニ依リ非法機關ヲ組織セルモノアル由ナルカ副司令ニ於テ嚴重防止シ結果ヲ報告スヘシ

公使、南京、広東、奉天へ転電セリ

616 昭和6年10月9日 武内（俊二郎）天津軍参謀長より
二宮参謀次長宛（電報）

張学良の満州復帰否認について

10月9日後3時25分発
10月9日後4時30分着

天第一二八号（其一、一二）
柴山ヨリ

一、学良ノ周囲ニ在ル要人ハ昨今對内的ニモ彼ノ満州復帰ノ絶對不可能ナルヲ信スルニ至リ張作相始メ王樹幹等ハ殆ント顔ヲ出サス万福麟、湯爾和等カ時ニ出入スルノミ
斯クノ如キ空氣ハ独リ要人ノミナラス下級官吏軍隊ニモ一般ニ濃厚トナリツツアルヲ以テ日本ノ態度ヲ彼ニ通告シ絶縁スルニ於テハ益々其ノ度ヲ加ヘ急速度ニ彼ノ下野ヲ見ルヤモ知ルヘカラス

小官六日彼ト会見ノ際日本新聞ノ伝フル所ニ依レハ日本当局ハ將來貴官ノ満州復帰ヲ否認スル旨記載シアリ從來ノ關係ヨリ見テ斯クノ如キ意見ハ真ナルヤモ知レスト語リシニ彼ハ尚信シ得サルカ如キ態度ニテ小官ニ至急其真相ヲ確メラレ度旨語レリ依テ小官ハ万事奉天ニ至リテ調査ノ上返事スヘク七日出発ノ挨拶ヲ述ヘ彼トノ永訣ナルヲ思ヒツツ辞去セリ

二、若將來学良下野ノ場合、平津地方ハ一時多少ノ紛乱ヲ免レサルヘキモ結局ハ山東若クハ山西側力之ヲ接受スルニ至ルヘシ目下ノ景況ニアリテハ山東ノ韓復榘氏ノ手ニ歸スルニアラスヤト判断セラル
上海スミ

617 昭和6年10月12日 在天津桑島総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

根本問題の交渉は日中央政府において当るべしとする京津タイムス紙の論評について

天津 10月12日後発
本省 10月12日後着

第三九六号（暗）

十二日ノ京津「タイムス」ハ滿蒙獨立ハ時代錯誤ナリ懲戒的任務ヲ終ヘタル関東軍ハ速ニ原状ニ復帰スルヲ可トス而シテ学良カ東三省ニ復帰シ得サルハ論ナク且既ニ辞表ヲ提出シ下野ヲ表明シタル由ナルカ作相王樹常ヲ復帰シ責任ヲ以テ治安維持ニ当ルトセハ日本ハ之ヲ拒ム理由ナカルヘシ尚根本問題ノ交渉ハ日中央政府ニテ之ニ當リ支那ハ鉄道ノ敷設ヲ許シ日本ハ鮮人ノ帰化ヲ認メ禍根ヲ絶ツヲ要スト論評セリ

公使、奉天、北平へ転電セリ

618 昭和6年10月19日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛（電報）

張学良の下野に関する情報について

北平 10月19日後発
本省 10月20日後着

第五七四号（暗）

十九日在天津胡宗鐸ト会見シ帰平セル危道豐カ極秘ノ含ミヲ以テ原田ニナセル内話

一、汪精衛ヨリ胡ニ今回統一政府組織方案中ニハ陸海軍総司令ノ職ヲ廢スル事トナリ且新政府側ニ於テハ今後ノ對

日交渉ヲ有利ニ導ク見地ヨリ学良ノ下野ヲ希望シ居ルニ付学良ニ於テ此ノ際自ラ進ンテ勇退スル事機宜ニ適スル旨自分（危）ヨリ学良ニ申入方来電アリ自分ハ十九日右王樹幹ニ申入レタリ

二、一方在南京ノ顧維鈞、羅文幹ヨリモ数日前夫々張ニ対シ南京ノ空気が同人ニ不利ニ転回シ居リ暗ニ其自発的下野ヲ希望シ居ル旨密電アリタル為張ハ下野ヲ決意シシヨ一シンチンニ対シ下野通電起草方ヲ命シ（現ニ脱稿済）タルカ湯爾和等ノ反対ニ遭ヒ未タ之ヲ發出スルニ至ラサルカ前記一ノ次第モアリ張ハ結局下野ノ余儀ナキニ至ルヘシ

三、下野後ノ学良ハ多分新政府軍事委員会委員等ノ空位ヲ与ヘラレ東北軍統率ノ実権ハ張作相ニ帰シ作相ハ差当リ華北治安維持ニ当ル事トナルヘシ云々
右下野説ニ付江藤ヲシテ夫レトナク学良ノ態度ヲ探ラシメタルニ学良ハ東北軍隊ノ軍費ハ一千万円迄南京ヨリ支出ノ事トナリ一部既ニ入手セルニ付当分安心ナル事及日支交渉ハ静ニ其解決ノ機ヲ待ツ事トスルノ外ナシト語り下野スルカ如キ気配ハ毫モ見ヘサリシ趣ナルカ南京、広東妥協進行

支ヨリ南京、上海へ転電アリタシ
支、北平、奉天へ転電セリ

620 昭和6年10月22日 在天津桑島総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

張学良家財の塘沽到着について

天津 10月22日後発
本省 10月22日後着

第四二八号

二十一日塘沽入港ノ天潮丸ニテ大連經由張学良ノ荷物四百七十一個到着シ同地我運輸部倉庫ニ一先ツ入庫セラレタリト

621 昭和6年10月29日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛（電報）

日中直接交渉に関する張学良および南京政府の意向について

北平 10月29日後発
本省 10月30日前着

第五九五号（極秘）

満州事件ニ関シ二十九日湯爾和ノ原田ニ為セル内話

ノ模様等ニ依リ面目上万一自発的ニ下野通電ヲ発スルニ至ルカ如キ事アル場合ニハ東北ノ治安ハ相当警戒ヲ要スルヤニ認メラル（新聞発表見合セテ請フ）
支、南京、広東、天津、青島、奉天、哈爾濱へ転電セリ

619 昭和6年10月21日 在天津桑島総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

張学良後任問題に対する張作相の思惑について

天津 10月21日後発
本省 10月21日後着

第四二七号（暗）

東北軍事訓練官秦華ノ洩ス処ニ依レハ学良モ既ニ大勢ノ不利ナルヲ自覚シ後事ヲ張作相ニ委ネント決セル処従来万事学良ニ於テ独裁專行シタル關係上作相ハ各方面トノ連絡ナク東北四省ノ統御スラモ困難ナルヘキヲ懸念セルノミナラス日本側ノ意向ヲモ氣遣ヒ且于学忠其他学良ノ節制下ニアル雑色軍ニ対スル措置等ヲモ考慮シ此ノ大任引受ケニ頗ル難色アル模様ナルカ畢竟スルニ統一会議ノ結果ヲ見タル上決セラルヘシ云々ト

一、今次事変ノ為日支及連盟ハ今ヤ立往生ノ姿ニ在リ速ニ打開ノ途ヲ講スルニアラサレハ両国民ノ感情益々激化シ遂ニ收拾スヘカラサル事態ヲ招来スルナキヤヲ恐レ曩ニ張学良ハ南京政府ニ対シ予テノ主張ニ基キ此上連盟ニ縋ルコトナク速ニ日本ト開談方申送リタル処二十八日南京ヨリ張ニ対シ支那ハ国内及連盟トノ關係上撤兵前交渉ニ入ルヲ得サル立場ニ在ルカ故ニ先ツ日本ノ撤兵ヲ容易ナラシムル為満州ノ治安維持ニ全力ヲ注ギ次テ直接交渉ニ入ル手順ナル旨日本政府ニ申入ルコトトシタキ旨電報アリ張ヨリ之ニ異議ナキ旨返電セリ依テ一兩日中ニ蔣公使ヨリ右ヲ日本政府ニ申入ル答ニ付日本側ニ於テ之ヲ一蹴セラルルコトナク此機ヲ捉ヘ交渉ニ入ラルル様切望ニ堪ヘス若シ此機ヲ逸スルニ於テハ支那ハ愈國際裁判等ニ訴フル等ノ手段ヲ執ルニ至ルヤモ知ルヘカラス

二、蔣介石ハ今次ノ事件ノ全責任ハ自己ニ在リト為シ之カ結末ヲ見ル迄ハ絶対下野セサル堅キ決心ヲ有シ居レル趣ナルニ顧ミ上海和平會議モ結局物別レトナルカ又ハ政府内一部改造ノ程度ニ終ルニアラスヤト見受ケラル

三、張学良ハ予テヨリ蔣ノ懇電ニ接シ居タル為或ハ近ク赴

寧スルヤモ知レサルカ其出発期ハ不明ナリ
公使、南京、広東、奉天へ転電セリ

622 昭和6年11月5日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛(電報)

日中間直接交渉に関する張学良らの内意その他について

北平 11月5日後発
本省 11月6日前着

第六一三号

往電第六〇四号ニ関シ

一、三日張学良ハ江藤ニ対シ満州事件解決ハ日支間直接交渉ノ外ニ方法ナキコトハ自分ハ素ヨリ蔣介石モ充分承知シ居ルモ目下国内ノ状況及連盟ノ関係ヨリ直ニ開談スルコト困難ナルヲ以テ先ツ接収委員ヲ任命シタル次第ニテ其顔触モ慎重考慮ノ結果ナル旨語レル由

二、四日王樹幹及潘復ハ本官ニ対シ接収ニ関スル支那側申入レヲ無下ニ拒絶セラルルコトナク例ヘハ日本側ヨリ我方ニ対シ如何ナル方法ニ依リ接収セントスル腹案ナリヤヲ質問セラルル等ノ方法ニ依リ漸次交渉ニ入り自然接収

湯爾和より満州問題解決に関する幣原外務大臣の内意打診について

北平 12月7日後発
本省 12月7日後着

第七二八号(部外極秘)

往電第七二六号会谈ノ際湯ハ滿蒙問題ニ関シ幣原大臣カ好意ヲ以テ種々措置セラレ居ルハ感謝ニ堪ヘサル処ナルカ此際自分ニ於テモ出来ル丈ケ尽力シタキニ付大臣ニ於テ満州問題解決ニ付如何ナル方策ヲ有セラルルヤ自分限リ内報ヲ得タキ旨大臣ニ御伝ヘ請フト切言セリ本官ハ既述ノ通此際東三省善後問題ニ付内交渉等ヲ開始スル如キハ日支現下ノ政情上差当リ実行不可能ト認メラルルモ御依頼ノ次第ハ大臣ニ取次クヘシト答ヘ置ケリ
支ニ転電セリ

624 昭和6年12月16日 在北平矢野参事官より
犬養外務大臣宛(電報)

張学良より事変解決のため日本政府の意向問合せについて

北平

以外ノ問題ニモ触ルルコトナシ以テ問題ノ解決ヲ計ル様致シ度キ旨語レリ

三、同日祝惺元ハ潘復等ヨリ内聞スル処ニ依レハ支那側ハ日本ノ解決大綱中商租問題ヲ最モ難関トシ居リ即チ商租権ヲ承認スル場合ハ自然日本ノ警察ノ侵入ヲ伴フコトアルヘキヲ虞レ居レリ鉄道問題ノ如キ若シ日支鉄道ノ連絡等ノ趣旨ナルニ於テハ解決困難ナラストナシ居レル如シト語レリ

四、五日ノ漢字紙ニ依レハ顧維鈞ハ記者ニ対シ接収委員会ハ近ク組織条例ノ公布ヲ俟チ成立スヘキ処各国モ其委員會ノ組織ヲ歡迎シ且既ニ回答シ来レル数国ハ接収監視ノ為代表派遣ノ事ニ決セリ連盟ハ夫レ自身何等権能ナキモ其ノ決議ハ世界公道ノ存在ヲ表示スルモノナレハ日本カ公理ヲ無視セル以上決議ハ完全ニ実行セラルヘキナリ云云ト語レル由

支、奉天、天津へ転電セリ

623 昭和6年12月7日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛(電報)

本省 12月16日前着

第七四五号(暗、極秘扱)

十五日江藤ヨリ左ノ通申出アリ

一、十三日学良ニ面会ノ際同人ハ満州問題ハ南京政府ノ遣口ノ如ク他ニ頼リテ之カ解決ヲ遷延スルヲ許ササル緊急ニ迫リ居ルヲ以テ自分ニ於テ責任ヲ負ヒ之ニ当ル決心ニテ場合ニ依リテハ自身南京ニ赴キ蔣ト協議シタシト思ヒ居ル旨語レルカ次テ十四日更ニ求ニ依リ往訪セルニ学良ハ本日蔣ヨリ今回内政関係ヨリ一時下野スヘキニ付自分(蔣)ノ軍隊ヲ引受ケラレタキ旨密電アリ自分ハ熟考ノ結果事茲ニ至リテハ満州問題ニ付テハ責任ヲ以テ自ラ解決ノ任ニ当ルコトヲ固ク決心セリ(但蔣ノ軍隊ハ引受ケス)此際自分ノ知リタキハ日本ノ要求如何ノ点ナルカ日本政府ノ所謂五項目位ナレハ自分ニ於テ取計ヒ得ヘシト思ヒ居レル処日本政府ハ此際更ニ何等カ新タナル要求提起ノ意図ヲ有セラルルヤ余リ六ヶ敷コトナラハ素ヨリ引受困難ナルヘシ之等ノ点ニ付日本政府ノ意向至急承知シタキニ付折角尽力アリタシト云ヘリ

二、右会見ノ際江藤ノ得タル印象ニ依レハ学良ハ今回蔣ノ

下野電報ニ接シ愈々最後ノ決心ヲ為シタルカ如ク学良トシテハ此際護身ノ為ヨリモ自ラ日本ト交渉ニ当リ自然満州ニ帰還ヲ希望シ居ル模様ニテ今回ノ申出ハ従来ノ日本ノ意図ヲ探ラントスルモノト異リ極メテ真摯ナルヤニ見受ケラレタル由

本電極秘扱ヲ請フ

支、南京、天津、奉天、広東、仏へ転電セリ

625 昭和6年12月16日 在北平矢野参事官より
犬養外務大臣宛（電報）

満州問題至急開談方張学良の要望に関する湯爾和内話について

北平 12月16日後着
本省 12月16日後着

第七四九号（極秘）

往電第七四五号ニ関シ

十六日湯爾和ノ求ニ依リ往訪セルニ同人ハ副司令ハ蔣ト満州問題等協議ノ為十五日飛行機ニテ南下セル処（往電第七四六号）途中強風ニ遭ヒ濟南ヨリ引返セルカ蔣ハ当日下野セルコトニモアリ最早強ヒテ行ク必要ヲ認メサルコトトナ

レリ従来副司令カ南京政府ト密接ナル連絡ヲ執レルハ全ク

蔣個人ニ対スル関係ニ基クモノニシテ既ニ同人カ下野シ広

東派之ニ代ハル上ハ同政府カ中央政府ノ名目アル為形式上

引続キ連絡ヲ保持シ敢テ進ンテ国内ノ統一ヲ破壊スルカ如

キコトハ為ササルモ實際上当方面ノコトハ副司令ニ於テ自

主的立場ニテ処理スルコトトナルヘク殊ニ満州問題ニ付テ

ハ副司令自身直接ノ利害関係アル為蔣下野後ハ自ラ之ニ当

ルコトニ決意セル次第ニテ副司令ニ於テハ出来得ルモノナ

ラハ此ノ際可成早ク日本側ト開談方熱望シ居ルニ付此ノ点

ニ関シ日本政府ノ御意向ヲ承知スルヲ得ハ甚タ好都合ナリ

ト繰返シ述ヘ居タリ（往電第七二八号参照）

公使へ転電セリ

626 昭和6年12月19日 在北平矢野参事官より
犬養外務大臣宛（電報）

時局に関する張学良の記者会見談について

北平 12月19日後着
本省 12月19日後着

第七五六号

十八日学良ノ記者会見談

一、時局ノ前途ハ予想ヲ許ササルモ北方局面ノ対策トシテ

東北政務委員会ヲ北平ニ移シ其組織ヲ改正シテ委員ヲ増

加スヘク既ニ四十余名任命方中央ニ電請シ居レリ

二、曩ニ陸海空軍副司令及東北边防司令長官ヲ辞任シ張作

相ヲ边防司令長官ニ任命方電請セルニ対シ新ニ自分ヲ北

平綏靖主任ニ任命シ来レルカ右ニ就任スヘキヤ目下考慮

中ナリ

三、中央全体会議ノ開催期切迫セルモ同開會期長ク且地方

ノ防務モ重要ナルヲ以テ自分ハ多分出席シ能ハサルヘシ

蔣介石ノ来平説ニ付テハ承知セス

四、臧式毅ノ奉天省長就任ニ付テハ未タ確報ニ接セサルモ

同人従来ノ態度ニ顧ミ今次ノ就任モ已ムヲ得サルニ出テ

タルモノト思ハル且同人ノ数ヶ月来忍從セル痛苦ニモ顧

ミ国人及国家モ之ヲ諒トス可シ又袁金鎧モ決シテ野心ナ

カリシハ今日既ニ明カトナレリ馬占山ニ対シテハ種々謠

言伝ヘラレ居ルモ何レモ確實ナラス東支南線ノ讓渡説ニ

付テハ承知セス

五、現在既ニ和平統一完成セルヲ以テ閻馮兩人モ合作ノ精

神ヲ以テ共ニ国難ニ当ルコトト思考ス

六、目下北方ノ時局ハ尚安定シ居ルモ北平ノ治安ハ関係重

大ナルヲ以テ俄カニ戒嚴ヲ解ク能ハス

転電先 公使、南京、奉天、天津、広東、哈爾賓